

令和4年度  
あおもりアーツカウンシル  
文化芸術創造活動助成事業

募集要項

ざっぶ〜ん（単年度助成）

大波コース

助成上限額 30 万円

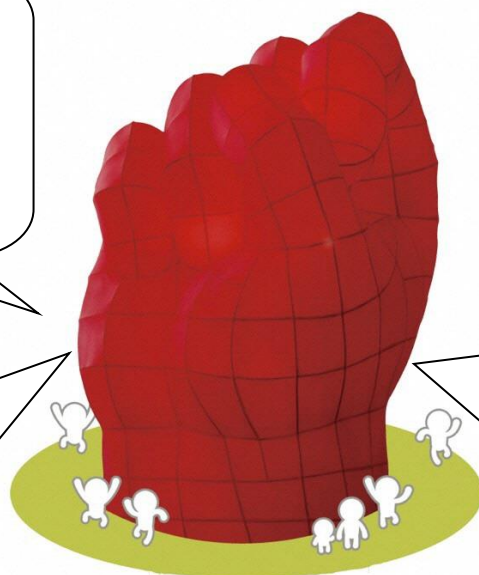
※助成率 80% ※採択数 1 件

ちゃっぷん（単年度助成）

小波コース

助成上限額 5 万円

※助成率 80% ※採択数 5 件



[3年連続助成]

ゆらゆら ※採択数 1 件

波乗りコース

助成上限額 30 万円

※助成率 1 年目 80%

2 年目 70%

3 年目 60%

あおもりアーツカウンシル

事務局：〒030-0812 青森市堤町1丁目4番1号

リンクステーションホール青森（青森市文化会館）内

TEL 017-773-7304 FAX 017-776-2066

<https://aomori-artsCouncil.jp/>

## 【 目 次 】

- ◆ はじめに . . . . . P1
- ◆ 1. 事業の趣旨 . . . . . P2
- 2. 名称及び対象者
- 3. 助成金の種類
- 4. 助成対象事業（活動）内容について
- ◆ 5. 助成金の額について . . . . . P3
- 6. 他団体からの助成について
- ◆ 7. 助成対象事業経費について . . . . . P4
- 8. 審査及び通知について
- ◆ 9. 募集時期と申請について（書類の提出） . . . . . P5
- 10. 助成申請から交付までのスケジュールについて
- ◆ 11. ポスター・パンフレット等への表記 . . . . . P6
- 12. その他
  
- ◇ 別添申請様式

## はじめに

空を舞う鳥たちよりも高くから街を見守る山々、街に潤いをもたらす血脈たる川、日々の静穏を願いながら静かにたゆたう海。このまちをぐるり見渡すと、そこにはあまるほどに豊かな自然があります。そして人々が現代まで守り残し続ける三内丸山遺跡、小牧野遺跡などの史跡、もはや世界の火祭りと呼ぶに相応しいねぶた祭など、この地で生まれた文化の香りが今もなお絶えることなく私たちを包み込んでいます。

このようにしてずっと長い間、文化芸術はこの街の心音を人々に伝承し続けてきました。

この文化芸術の種火に恵まれた青森市の、まだ私たちが目にしたことのない青森市「発」の、「ならでは」の、「だからこそ」の文化芸術の力でこのまちに変革の風を、音楽、演劇、美術、工芸、書、郷土芸能、文学、舞踊など、皆さんの「アート」の力で吹かせてくださることを願っております。

あおもりアーツカウンシル会長  
佐藤 広野

あおもりアーツカウンシルとは

地域の文化的資源に新たな光を当て再構築し、さらに質の高い独自の文化芸術の創造を推進することで魅力あるまちづくりを進めていく事を目的に結集した団体で、文化芸術と社会を結びつける活動を行っています。

## 1. 事業の趣旨

本事業は、青森市の文化的資源の独自性と創造力を発揮した先駆的な文化芸術活動に対し助成金を交付し、支援することで文化芸術活動の活性化を図ることを目的としています。

## 2. 名称及び対象者

名 称	あおもりアーツカウンスル 文化芸術創造活動助成金
対 象 者	青森市内で文化芸術活動を行う青森市民（団体を含む） ※申請時に本人確認書類の写しを提出してください。

※運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証などの写し=「氏名が記載されている面の写し」と「現住所が記載されている面の写し」が必要です。マイナンバーカードの写し、健康保険証の写しを送付いただく際は、マイナンバー、保険者番号と被保険者記号・番号の部分黒塗りなどにより見えないようにして、提出してください。

## 3. 助成金の種類

コース名	概要
① ざっぶ〜ん「大波コース」	高額助成（助成上限額 30万円）※単年度助成
② ちゃっぷん「小波コース」	少額助成（助成上限額 5万円）※単年度助成
③ ゆらゆら「波乗りコース」	3年連続助成（助成上限額 各年度 30万円） 3年以上の長期的・発展的な計画を有し、助成事業終了後も継続的な取組を行う事業に対して、年度ごとに30万円を上限に支援します。

※ 一団体（または個人）につき、一申請まで可能です。複数申請は受付しません。

※ 助成率などについては「5.助成金の額について」をご覧ください。

## 4. 助成対象事業（活動）内容について

対 象 と な る 事 業	<p>青森市民が青森市内で行う文化芸術活動で、次の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年4月1日（金）以降に実施し、令和5年2月28日（火）までに完了するもの</li> <li>※本助成申請時において、既に終了した事業、実施中の事業についても申請可能</li> <li>※コース③については、上記期間以降も継続的に実施する計画を有するもの</li> <li>・ 営利を目的としないもの</li> <li>・ 宗教活動または宗教的活動を目的としないもの</li> <li>・ 政治活動または政治的活動を目的としないもの</li> <li>・ 反社会的勢力及び反社会勢力に関係すると認められる団体でないこと</li> <li>・ 公序良俗に反しないもの ・ 感染症拡大防止対策を講じている事業</li> </ul>
対 象 と な ら ない 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化芸術活動の振興に資する以外の目的を持って行う事業</li> <li>・ 特定の団体・会員に限られた範囲を対象とした事業</li> <li>・ 市民への公開を前提としない事業</li> <li>・ お稽古や教室的なもの、または特定の流派を広める目的の事業</li> <li>・ 寄付行為を目的とした事業 ・ 感染症拡大防止対策を講じていない事業</li> </ul>

## 5. 助成金の額について

コース名	助成上限額	助成率	申請者負担率	採択予定件数
① ざっぶ〜ん「大波コース」	30万円	80%	20%	1件
② ちゃっぷん「小波コース」	5万円	80%	20%	8件
③ ゆらゆら「波乗りコース」	30万円	1年目：80% 2年目：70% 3年目：60%	1年目：20% 2年目：30% 3年目：40%	1件

○事業収入や自己負担金の別は問いませんが、コース①②については事業費の20%を、コース③については1年目：20%、2年目：30%、3年目：40%を申請者が用意してください。事業費から申請者負担額を差し引いた金額が助成額となります。

※事業費から申請者負担額を差し引いた金額が助成上限額を超える場合は、上限額が助成額となります。

○事業の実施により申請者負担額を超える収入があった場合は、差し引いた額が助成額となります。

(例) 収入が80,000円あった場合

コース名	事業費	申請者負担額	助成額
ざっぶ〜ん「大波コース」	375,000円	75,000円 (事業費375,000円×20%)	300,000円 (事業費375,000円-75,000円)

↓ 収入 80,000 円 > 申請者負担分 75,000 円

申請者負担額	助成額
80,000円	295,000円 (事業費375,000円-80,000円)

※助成額については、審査の結果、申請額より減額となる場合があります。

※コース①②について、採択者が次年度に連続して申請することは可能です。ただし、審査において複数申請者が同点となった場合などは、新規申請者が優先されます。

**※コース③について、2年目以降は当助成金の財源が確保できた年度に限り実施することとなります。助成ができない場合があることを予めご了承ください。**

## 6. 他団体からの助成について

他団体からの助成金・補助金等を、当助成金に使用する場合でも応募は可能ですが、他団体からの助成金は、申請者負担額に含まれません。事業費の区分、助成上限額などについては、事前に事務局へご相談ください。

## 7. 助成対象事業経費について

対 象 と な る 経 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃借料（会場使用、機材レンタルなど）</li> <li>・ 技術手数料（音響照明、映像制作など）</li> <li>・ 印刷製本費</li> <li>・ その他、事業実施に直接必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消耗品費（材料、事務用品など）</li> <li>・ 出演料</li> <li>・ 交通費</li> <li>・ 通信運搬費</li> <li>・ 保険料</li> </ul>
対 象 と な ら ない 経 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食糧費（飲食費、弁当代、打ち上げに係る経費等）</li> <li>・ 参加者各自に帰属するもの（記念品、記念写真等）</li> <li>・ 実施団体の所属者への支払い（出演料、手数料等）</li> <li>・ 令和4年3月31日以前に発生した経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の恒常的な運営費</li> <li>・ 交際費（土産、祝儀、花代等）</li> <li>・ その他、領収書が徴収できないもの 等</li> </ul>

## 8. 審査及び通知について

① 審査において重要視する点は以下のとおりです。

プレゼンインパクト	プレゼン自体から意欲や創意工夫など前向きな姿勢が感じられるか。
実現性	期間中に実施が確実な内容であるか、またその為の基盤を備えているか。
革新性	従来の文化資産を尊重し学びながらも、新たな芸術的表現を志向する意志と新たな社会価値の創造を目指すアプローチがみられるか。
影響力	コミュニケーション性があり人々との交流を促し得るか、また創造的刺激として鑑賞者への影響が深く及ぶことが期待できるか。
将来性	長期ビジョンがあり、更なる活躍と発展する可能性があるか。
貢献度	青森市における文化芸術振興について、どの程度貢献が期待できるか。

② 次の選考により決定します。

書類確認	募集要項の要件を全て満たしているかどうかを確認します。
公開選考会 (プレゼンテーション審査)	<p>各申請者（個人・団体）が5分ずつのプレゼンテーションを行い、別途定める選定委員が審査をします。選定委員のヒアリングを経て、選定委員会の審査採点上位から、採択者を決定します。</p> <p>※選定委員のコメントは選考会で発表します。</p> <p>※<u>選考会は、6月下旬に公開での開催を予定していますが、感染症の流行状況によっては、対面の審査ではなく、PR動画審査などに切り替える可能性がありますのでご了承ください。</u></p>

## 9. 募集時期と申請について（書類の提出）

募集期間	令和4年4月1日（金）～5月31日（火）まで必着
書類 入手方法	あおりアーツカウンシルのHP <a href="https://aomori-artscouncil.jp/">https://aomori-artscouncil.jp/</a> からダウンロードするか、下記の場所に備えている申請書類を入手してください。 ・青森市役所各庁舎 ・青森市教育委員会 文化学習活動推進課 ・各支所、市民センター ・浪岡中央公民館 ・浪岡中世の館 ・リンクステーションホール青森（青森市文化会館） ・リンクモア平安閣市民ホール（青森市民ホール） ・協同組合タッケン美術展示館（青森市民美術展示館） 等
提出書類	① 申請書【様式1号】 ※必須 ② 本人確認書類の写し ※必須 ③ これまでの活動についてわかる資料 ※任意 （個人・団体紹介、過去のリーフレット、新聞記事 等、様式は自由） ※提出された書類は、理由の如何を問わずご返却できません。
提出方法	郵送、又は電子メールでご提出ください。 ※郵送の場合は封筒の表に「あおりアーツカウンシル助成金申込」と朱書きしてください。
提出先	① 郵送の場合：〒030-0812 青森市堤町1丁目4番1号 リンクステーションホール青森内 あおりアーツカウンシル 事務局 行 ② 電子メールの場合：aomoriartscouncil@gmail.com
問合せ	電話でのお問い合わせは、平日 午前9時～午後5時に受け付けております。 TEL 017-773-7304 （但し休館日のため、毎月第3月曜日を除く）★担当：船木

## 10. 助成申請から交付までのスケジュールについて

日程	内容
令和4年4月1日（金）	・募集受付 開始
令和4年5月31日（火）	・募集受付 締切
令和4年6月下旬	・公開選考会（プレゼンテーション審査） 【助成金交付の場合】・助成金交付決定通知の送付 ・覚書の締結
事業実施中	・事務局と連絡を取り合いながら実施 ・（必要があれば）前金払申請 ※1
事業完了後	・報告書の提出（事業終了後、30日以内） ※2
報告書提出後	・助成金の交付（問題がなければ報告書受理後30日以内）
令和5年3月頃	・事業報告会の実施

※1：当会が必要と認める場合は、助成金の6割までを前金払します。（事前に申請が必要）

※2：但し、完了報告書提出期限延長申請書を提出し、完了報告書提出期限延長許可書を受けた団体はその限りではありません。

## 11. ポスター・パンフレット等への表記

助成が決定した事業において、決定後に印刷物を作成する場合には、  
「あおりアーツカウンシル令和4年度文化芸術創造活動助成事業」とご明記ください。

## 12. その他（個人情報・広報についてなど）

- ・個人情報の取り扱いについて、提出された申請書類、添付書類および報告書に係る個人情報は、本助成事業業務に必要な範囲に限定して取り扱います。
- ・また、助成が決定した場合は、あおりアーツカウンシルホームページに氏名（団体名）、対象事業内容、助成金額、事業完了報告内容等について公表します。
- ・実施事業をオンライン（当会HP・SNS等）で紹介するため、動画あるいは静止画の提出をお願いしたり、当会の撮影によるデータを使用したりする場合があります。
- ・市内の感染状況等によっては、助成事業の計画を変更・中止していただく場合がございます。

### お問い合わせ先

〒030-0812 青森市堤町1丁目4番1号

あおりアーツカウンシル事務局

（一般財団法人 青森市文化観光振興財団内）

担当：船木・菊池

<https://aomori-artsCouncil.jp/>

[aomoriartscouncil@gmail.com](mailto:aomoriartscouncil@gmail.com)

TEL 017-773-7304 FAX 017-776-2066